

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成19年11月8日(2007.11.8)

【公表番号】特表2003-515528(P2003-515528A)

【公表日】平成15年5月7日(2003.5.7)

【出願番号】特願2001-531069(P2001-531069)

【国際特許分類】

A 6 1 K	9/00	(2006.01)
A 6 1 K	9/20	(2006.01)
A 6 1 K	31/575	(2006.01)
A 6 1 K	45/00	(2006.01)
A 6 1 K	47/30	(2006.01)
A 6 1 K	47/32	(2006.01)
A 6 1 K	47/34	(2006.01)
A 6 1 K	47/38	(2006.01)
A 6 1 P	27/02	(2006.01)
A 6 1 F	9/007	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	9/00	
A 6 1 K	9/20	
A 6 1 K	31/575	
A 6 1 K	45/00	
A 6 1 K	47/30	
A 6 1 K	47/32	
A 6 1 K	47/34	
A 6 1 K	47/38	
A 6 1 P	27/02	
A 6 1 F	9/00	5 5 0

【手続補正書】

【提出日】平成19年9月4日(2007.9.4)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】 本体及び内核を有する眼科用ドラッグデリバリ製剤であって、前記本体は、

人間の眼の強膜との接触を容易にする曲率半径を備えた強膜状表面と、

該強膜状表面に向けた開口部を有する窪みを備える本体と、

前記製剤を、前記強膜の外表面上であって前記眼のテノン鞘の下方かつ前記眼の後方部分に配置することを容易にする形状と、を有し、

前記内核は、前記窪みに配置されるとともに医薬活性剤を有する、ドラッグデリバリ製剤。

【請求項2】 前記内核が前記眼の黄斑部の直近に配置されるように、前記本体が、前記製剤を、前記強膜の外表面上であって前記眼のテノン鞘の下方かつ前記眼の後方部分に配置することを容易にする形状を有する請求項1に記載の眼科用ドラッグデリバリ製剤。

【請求項 3】 前記内核が前記眼の前記黄斑部の概ね上方に配置されるように、前記本体が、前記製剤を、前記強膜の外表面上であって前記眼のテノン鞘の下方かつ前記眼の後方部分に配置することを容易にする形状を有する請求項 2 に記載の眼科用ドラッグデリバリ製剤。

【請求項 4】 前記内核は錠剤である請求項 1 に記載の眼科用ドラッグデリバリ製剤。

【請求項 5】 前記本体の少なくとも一部は弾性材料から作製され、前記弾性材料、前記窪みの形状及び前記錠剤の形状が協働して前記錠剤を前記窪み内に摩擦により固定する請求項 4 に記載の眼科用ドラッグデリバリ製剤。

【請求項 6】 前記錠剤は、制御された速度で生体内分解して医薬活性剤を放出するように構成される請求項 4 に記載の眼科用ドラッグデリバリ製剤。

【請求項 7】 前記内核はヒドロゲルである請求項 1 に記載の眼科用ドラッグデリバリ製剤。

【請求項 8】 前記ヒドロゲルは、制御された速度で生体内分解して医薬活性剤を放出するように構成される請求項 7 に記載の眼科用ドラッグデリバリ製剤。

【請求項 9】 前記医薬活性剤は、前記ヒドロゲルを通じて制御された速度で拡散する請求項 7 に記載の眼科用ドラッグデリバリ製剤。

【請求項 10】 前記開口部の直近で前記本体から伸びる保持部材をさらに有し、前記保持部材は前記内核を前記窪み内に保持する請求項 1 に記載の眼科用ドラッグデリバリ製剤。

【請求項 11】 前記保持部材は、前記開口部の周りに少なくとも部分的に配置されるリムを有する請求項 10 に記載の眼科用ドラッグデリバリ製剤。

【請求項 12】 前記医薬活性剤は、4,9(11)-プレグナジエン-17, 21-ジオール-3, 20-ジオン及び4,9(11)-プレグナジエン-17, 21-ジオール-3, 20-ジオン-21-アセテートからなるグループから選択された化合物を有する請求項 1 ~ 11 のいずれか 1 項に記載の眼科用ドラッグデリバリ製剤。

【請求項 13】 前記医薬活性剤はエリプロディルを有する請求項 1 ~ 11 のいずれか 1 項に記載の眼科用ドラッグデリバリ製剤。

【請求項 14】 眼の後方部分において強膜の直近に置かれる強膜状表面、及び該強膜状表面に向けた開口部を有する窪みを備える本体と、

前記窪みに配置されるとともに医薬活性剤を有する内核と、を有する眼科用ドラッグデリバリ製剤であって、

前記医薬活性剤が、抗感染薬、ステロイド系抗炎症剤、非ステロイド系抗炎症剤、抗感染薬と抗炎症剤の合剤、黄斑変性治療薬、脈絡膜血管新生治療薬、網膜症治療薬、網膜炎治療薬、ブドウ膜炎治療薬、黄斑浮腫治療薬、緑内障治療薬、血管新生阻害剤、抗代謝剤及び神経保護薬からなるグループから選択される、

ドラッグデリバリ製剤。

【請求項 15】 前記医薬活性剤が抗感染薬を含む請求項 14 に記載の眼科用ドラッグデリバリ製剤。

【請求項 16】 前記医薬活性剤がステロイド系抗炎症剤を含む請求項 14 に記載の眼科用ドラッグデリバリ製剤。

【請求項 17】 前記医薬活性剤が非ステロイド系抗炎症剤含む請求項 14 に記載の眼科用ドラッグデリバリ製剤。

【請求項 18】 前記医薬活性剤が抗感染薬及び抗炎症剤を含む請求項 14 に記載の眼科用ドラッグデリバリ製剤。

【請求項 19】 前記医薬活性剤が黄斑変性治療薬を含む請求項 14 に記載の眼科用ドラッグデリバリ製剤。

【請求項 20】 前記医薬活性剤が脈絡膜血管新生治療薬を含む請求項 14 に記載の眼科用ドラッグデリバリ製剤。

【請求項 21】 前記医薬活性剤が網膜症治療薬を含む請求項 14 に記載の眼科用ド

ラックデリバリ製剤。

【請求項 2 2】 前記医薬活性剤が網膜炎治療薬を含む請求項 1 4 に記載の眼科用ドラッグデリバリ製剤。

【請求項 2 3】 前記医薬活性剤がブドウ膜炎治療薬を含む請求項 1 4 に記載の眼科用ドラッグデリバリ製剤。

【請求項 2 4】 前記医薬活性剤が黄斑浮腫治療薬を含む請求項 1 4 に記載の眼科用ドラッグデリバリ製剤。

【請求項 2 5】 前記医薬活性剤が緑内障治療薬を含む請求項 1 4 に記載の眼科用ドラッグデリバリ製剤。

【請求項 2 6】 前記医薬活性剤が血管新生阻害剤を含む請求項 1 4 に記載の眼科用ドラッグデリバリ製剤。

【請求項 2 7】 前記医薬活性剤が抗代謝剤を含む請求項 1 4 に記載の眼科用ドラッグデリバリ製剤。

【請求項 2 8】 前記医薬活性剤が神経保護薬を含む請求項 1 4 に記載の眼科用ドラッグデリバリ製剤。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 2 1

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 2 1】

本体 1 2 は、内表面 1 4 に向けた開口部 2 4 を有する窪み又は空洞 2 2 を備える。内核 2 6 は、窪み 2 2 に配置されることが好ましい。内核 2 6 は、1 以上の医薬活性剤を含む錠剤であることが好ましい。内核 2 6 は、1 以上の医薬活性剤を内部に含む一般的なヒドロゲルを選択的に有してもよい。保持部材 2 8 は、開口部 2 4 の直近に位置することが好ましい。保持部材 2 8 は、内核 2 6 が窪み 2 2 の外部へ落下することを防止する。内核 2 6 が円筒形の錠剤である場合は、保持部材 2 8 は、錠剤 2 6 の直径より僅かに小さい直径を有する開口部 2 4 の円周を取囲むように配置される連続的なリム又はリップであることが好ましい。保持部材 2 8 は、本体 1 2 から開口部 2 4 の内部へ伸びる 1 以上の部材を選択的に有してもよい。図 1 には示されていないが、内核 2 6 は、1 以上の医薬活性剤を含む懸濁剤、溶剤、粉剤又はそれらの合剤を選択的に有することができる。この具体例においては、内表面 1 4 は開口部 2 4 が無い形状に形成されており、懸濁剤、溶剤、粉剤又は合剤は、内核 2 6 の下方にある内表面 1 4 の比較的薄い部分を通って拡散する。さらに選択的に、製剤 1 0 は窪み 2 2 又は内核 2 6 が無い形状に形成することもでき、懸濁剤、溶剤、粉剤又は合剤の形態の医薬活性剤が製剤 1 0 の本体 1 2 を通って分散する。この具体例においては、医薬活性剤は、本体 1 2 を通って目標組織内部へ拡散する。